

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

◆ 事務連絡「合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について」

（こども家庭庁）他 …… 1

◆ 事務連絡「合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について」（こども家庭庁）他

令和8年3月31日、こども家庭庁より、事務連絡「合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について」が発出されました。

「規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、保育所等が「円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するため」に所要の措置を講じることとされ、「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日こども家庭庁公表）においても、「必要な場合に合併、事業譲渡等が進められる環境の整備」のため、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手續き等に係るガイドラインを作成することとされていました。

こうした状況を踏まえ、令和7年度に「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」が実施され、今般、「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」の策定を含め、実施計画において講じることとされた措置の内容について以下が示されました。

第 1 ガイドラインおよび合併、事業譲渡等を行う場合に必要となる地方公共団体によるローカルルールについて

- ・ 保育所・認定こども園等が合併、事業譲渡等を検討する際に参照していただきたいガイドラインを公表した。
- ・ 地域の実情に応じつつ、将来的に合併、事業譲渡等を行う可能性を踏まえ、あらかじめ、都道府県、市町村、施設設置者等その他関係者において広く参照していただきたい。
- ・ 実際に合併、事業譲渡等が行われる場合には、ガイドラインを踏まえつつも、関係法令等に従い遺漏なく必要な手続を行うこと。

★調査研究の事業報告書では、合併、事業譲渡等を行う場合に必要となる手続にかかる地方公共団体におけるローカルルールの現状等について整理されています。

第 2 標準様式及び標準添付書類について

- ・ 事務負担軽減の観点から、児童福祉法その他の関係法令の規定に基づく認可の申請等に関連する書類について、標準様式等が作成・公表されたため、当該標準様式等を用いることを基本としていただきたい。
- ・ 当該標準様式等では、押印または署名の欄を設けておらず、各都道府県または市町村において、当該書類の提出に際し、押印または署名を求めることがないようにしていただきたい。
- ・ 地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、それに係る申請等に関連する書類について独自の様式・添付書類を使用することは妨げない。

同日、事務連絡「社会福祉法人の『合併・事業譲渡等マニュアル』の改訂版について」が厚生労働省より発出され、社会福祉法人における合併・事業譲渡等に関する基本的な手続きのポイントと留意点等を示す「合併・事業譲渡等マニュアル」の改訂もされています。

改訂版のマニュアルでは、主に①課題解決に役立つ事例集やガイドラインの案内の追加、②手続きに関する自治体へのアンケート結果（実態）の追加、③消滅法人（非合併法人）における権利義務の継承に関する内容の追加がされ、自治体ごとの実情を事前に把握しやすくし、実務面での疑問を解消してよりスムーズに手続きを進められるようガイドが示されています。

「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」は
保育所・認定こども園等の「保育施設」という事業軸、
「合併・事業譲渡等マニュアル」は
「社会福祉法人」という法人軸で記載されています。



詳細（マニュアル、ガイドライン等）については、別添の事務連絡および各省庁のホームページをご確認ください。

【「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」について(こども家庭庁ホームページ)】

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/gappei-suishinchosa>

こども家庭庁ホーム > 政策 > 保育 > 「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」(令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業) について



【合併・事業譲渡(厚生労働省ホームページ)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60925.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 合併・事業譲渡

